

令和5年度 明日花育英会 奨学生募集のしおり

令和5年4月

公益財団法人 明日花育英会

明日花育英会は、高校生、大学生に対する育英奨学事業を行っている機関であります。

主な事業は、経済的な事情により就学が困難な者に学資を給付して教育の機会均等を図り、社会にて有用な人材の育成と社会の健全な発展に尽くすことであります。

明日花育英会から学資の給付を受ける学徒を「奨学生」といい、給付される学費を「奨学金」といいます。

奨学生には、「高等学校奨学生」と「大学奨学生」とがありますが、奨学生を志望する者（以下「奨学生志望者」という。）は、奨学金給付規程、奨学生の選考及び採用に関する規程により選考のうえ奨学生に採用されます。

この「奨学生募集のしおり」には、奨学生の出願資格、出願手続、採用後の手続、奨学生の心得等の上記規程に定められている主な事項を記載してありますので、これらの点を十分ご理解のうえ、出願していただきますようお願い致します。

なお、出願に必要な書類の提出については、必ず奨学生志望者が在学する大学、高等学校を通じて行ってください。（奨学生志望者が、直接本会へ書類を提出されても、選考の対象とはいたしませんので、ご注意ください。）

また、1年度中に本会へ応募いただける奨学生志望者の数は、原則として各大学1校につき2名以内、各高等学校1校につき1名とさせていただきます。

1. 出願の資格

下記全てに該当する者に限ります。

(1) 大阪府内の国公立大学又は大阪市内の公立高等学校に在

学している学生、生徒

- (2) 今年の4月に大学又は高等学校に入学し、第1学年に在学する者
- (3) 人物、学業ともに優秀であって、経済的な事情により就学が困難であると認められ、学校長の推薦のある者
- (4) 「公益財団法人明日花育英会奨学金給付規程」を遵守することができる者

2. 奨学金の給付月額と給付期間

(1) 給付月額

大学奨学生 : 月額 12,000 円

高等学校奨学生 : 月額 10,000 円

(2) 給付期間

奨学金を給付する期間は、入学した年の4月から正規の最短修業年限の卒業期までとします。

(大学: 4年間、高等学校: 3年間(昼)、4年間(夜間))

※奨学生が休学し又は留年した場合、当該期間については、奨学金の給付を休止します。

※奨学生が退学した場合、奨学金の給付を打ち切ります。

3. 出願の手続

(1) 奨学生志望者の手続について

出願に必要な書類は、奨学生志望者が在学する大学、高等学校を通じて本会へ提出してください。奨学生志望者は下記の要領にて手続をお願いします。

※奨学生志望者が、直接本会へ書類を提出されても、選考の対象とはいたしませんので、ご注意ください。

① 奨学生願書の作成

本会所定の奨学生願書の各項目について正確にご記入ください。

※願書は、選考上の大切な資料ですから、出願時現在の状態で事実をありのままに、よくわかるように記入してください。記入すべきことが書かれていないとき、判読しにくい等、願書に不備があるときは、選考から除外する場合があります。また、内容が故意に事実と相違して記入している場合は、採用後でも採用を取り消す場合があります。

りますから正確に記入するよう注意してください。

② 所得証明書の準備

主たる家計支持者の本年度所得証明書（市町村又は税務署発行の証明書で前年1月1日から12月31日までの所得を証明したもの。源泉徴収票の写しや確定申告書の写しでも可。）をご準備ください。

※主たる家計支持者の収入が「別表1 大学奨学生に関する収入基準額表」及び「別表2 高等学校奨学生に関する収入基準額表」の収入基準額を超える場合は出願できません。

③ 応募理由書の作成

a.奨学金を必要とする理由、b.勉学への思い、c.将来の夢の3つのテーマについてすべて記載してください。なお、用紙の指定はありませんが、すべてのテーマを盛り込んでA4用紙1～2枚【横書きとし、全体で800字以上1600字以内】にまとめて提出してください。

④ 成績証明書の準備

大学奨学生については高校3年時、高等学校奨学生については中学3年時のものをご準備ください。

⑤ 上記の奨学生願書・所得証明書・応募理由書・成績証明書の4種類の書類を在学する学校へ提出してください。

(2) 奨学生志望者が在学する大学、高等学校の手続について奨学生志望者から提出された書類をご確認いただき、本会所定の推薦書・大学又は高等学校所定の在学証明書を添えて本会へご郵送ください。

※主たる家計支持者の収入が「別表1 大学奨学生に関する収入基準額表」及び「別表2 高等学校奨学生に関する収入基準額表」の収入基準額を超えないことを出願の条件としておりますので、ご注意ください。

※1年度中に本会へ応募いただける奨学生志望者の数は、原則として各大学1校につき2名以内、各高等学校1校につき1名とさせていただきます。

【送付先】

〒542-0081

大阪市中央区南船場三丁目9番6号

日宝心齋橋ビル2階

公益財団法人明日花育英会 事務局宛

(3) 募集期間について

令和5年5月1日～5月31日（※事務局必着）

4. 推薦と選考

(1) 奨学生志望者の在学する学校長は、志望者の人物、学資支弁の困難度等、あらゆる方面からその資格を検討し、奨学生としての適格者を、本会へ推薦していただきます。

(2) 本会では、選考委員会の審査により適格度の高い者から採用を決定いたします。

※選考委員会では、提出された書類をもとに奨学生志望者の「人物」、「学力」及び「経済的理由により就学が困難である程度」について総合的に審査し、奨学生を決定いたします。

5. 採否決定の時期と通知方法

(1) 採用決定の通知の時期は本会での締切後2ヶ月以内です。（7月末まで）

(2) 結果は合否に関わらず学校を通じて、本人に通知いたします。

(3) 応募学生、生徒が直接本会へ問合せても、回答はいたしかねますのでご了承ください。

6. 他の育英機関との併願について

本会は、経済的困難による学費支弁困難な学生・生徒の支援を目的としておりますので、他の育英機関を併せて利用されることは差し支えありません。

7. 採用になった場合

奨学生に採用された者は、奨学生採用通知等の書類を学校を通じて交付します。

その際奨学金振込口座届を渡しますから、必要事項を記入押印し、必ず指定された期限までに学校に提出してください。理由なく期限までに提出しない者は採用を取り消す場合があります。

なお、本会の奨学金の交付は、奨学生個人の預金口座に振込む方法をとっております。

詳しくは採用決定時に改めて案内をいたします。

8. 奨学生の心得

奨学生は本会の定める規程、その他の規程を守り、本会及び学校の指示に従うとともに奨学生としての資質の維持向上に努める必要があります。

したがって、学業成績が不振（※）になったり、学校内外の規律を乱したり、停学、退学等の処分を受けたとき、奨学金を給付の目的以外に使用したとき、その他性行状況が奨学生として適当でないと認められるときならびに必要な報告を怠り、又は虚偽の報告を行ったときは、奨学金の給付を打切られます。

※「学業成績が不振」とは、以下の場合をいいます。

・大学奨学生について

1年間で受講した科目の成績のうち、不可が3割を超えた場合

・高等学校奨学生について

1年間の成績評価のうち、平均に充たない評価の科目数が全履修科目の半数を超えた場合

なお、平均に充たない評価とは、以下の場合をいいます。

成績評価が3段階評価の場合	成績評価が1
成績評価が5段階評価の場合	成績評価が2以下
成績評価が10段階評価の場合	成績評価が4以下
成績評価が点数(100点満点)による場合	成績評価が49点以下

9. お問い合わせ先

公益財団法人明日花育英会 事務局

電話：06-6232-2522

※本会は、公益活動を行う非営利法人であり、事務局の業務は、その多くを無償のボランティアの方々協力により行っております。従いまして、事務作業の省力化のため、お

問い合わせに対するご返答の時期、方法については、お約束ができかねますので、ご了承くださいませ。